

博物館法施行細則案について

文化財・生涯学習課

1 制定の理由

令和4年4月15日に博物館法の一部を改正する法律（以下「法」という。）が交付され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、必要な事項を定めるため、本規則の全部を改正する。

2 規則の内容

- (1) 法第12条第1項に規定する登録を受けようとする者が提出する登録申請書の様式を定める。
- (2) 法第15条第1項に規定する登録事項の変更の届出の様式を定める。
- (3) 法第16条に規定する定期報告について所要の事項を定める。
- (4) 法第20条第1項に規定する博物館の廃止の届出の様式を定める。

3 施行期日

令和5年4月1日

博物館法施行細則をここに公布します。

令和5年3月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

博物館法施行細則

博物館法施行細則（昭和35年長野県教育委員会規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（博物館登録申請）

第2条 法第12条第1項に規定する登録申請書は、博物館登録申請書（様式第1号）によるものとする。

（変更の届出）

第3条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、博物館登録事項変更届（様式第2号）によりするものとする。

（定期報告）

第4条 法第16条の規定による定期報告は、毎年1回、8月1日から同月末日までの間に行うものとする。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りでない。

（博物館の廃止の届出）

第5条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、博物館廃止届（様式第3号）によるものとする。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び法第31条第2項に規定する指定施設の指定に関し必要な事項は、別に定める。

(様式第1号) (第2条関係)

博 物 館 登 録 申 請 書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

博物館法第12条第1項の規定により、博物館の登録を受けたいので、下記のとおり申請
します。

記

登録を受けようとする博 物館の設置者の名称及び 住所	名 称	
	住 所	
登録を受けようとする博 物館の名称及び所在地	名 称	
	所在地	

- (添付書類) 1 館則(博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営
上必要な事項を定めたものをいう。)の写し
2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
3 その他教育委員会が必要と認める書類

(様式第2号) (第3条関係)

博物館登録事項変更届

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

博物館法第15条第1項の規定により、博物館登録事項を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

博物館の名称		
変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		
備考		

(様式第3号) (第5条関係)

博 物 館 廃 止 届

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

博物館法第20条第1項の規定により、博物館を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

廃止した博物館の名称	
廃止した博物館の所在地	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
廃止後の財産の処理	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

博物館法施行細則新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。 (削る。)</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。 (博物館の登録原簿)</p>
<p>(博物館登録申請) 第2条 法第12条第1項に規定する登録申請書は、博物館登録申請書（様式第1号）によるものとする。 (削る。)</p>	<p>第2条 法第10条に規定する博物館登録原簿は、様式第1号による。 (博物館登録申請) 第3条 法第11条第1項に規定する登録申請書は、博物館登録申請書（様式第2号）によるものとする。</p>
<p>(変更の届出) 第3条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、博物館登録事項変更届（様式第2号）によりするものとする。 (定期報告) 第4条 法第16条の規定による定期報告は、毎年1回、8月1日から同月末日までの間に行うものとする。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りでない。 (博物館の廃止の届出) 第5条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、博物館廃止届（様式第3号）によるものとする。 (補則) 第6条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び法第31条第2項に規定する指定施設の指定に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>2 法第11条第2項第1号又は第2号に規定する添付書類のうち、次に掲げる書類は、当該各号に定める様式によるものとする。 (1) 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面 土地、建物等の調書（様式第3号） (2) 博物館資料の目録（様式第4号） (3) 館長及び学芸員の氏名を記載した書面 職員調書（様式第5号） (博物館の登録事項の変更) 第4条 法第13条第1項の規定による変更事項の届出は、博物館登録事項変更届（様式第6号）によりするものとする。 (新設) 第5条 法第15条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、博物館廃止届（様式第7号）により、法人にあつては定款又は寄附行為等による所定の手続を経たことを証する書類を添えてするものとする。 (新設)</p>

改正案

現行

(削る。)

様式第1号

博物館登録原簿

番号第	号	登録年	月	日	年	月	日
設置者の名称及び住所							
名称							
所在地							
建物	独立	面積	建	平方メートル	敷	平方メートル	平方メートル
	併設		階	平方メートル	平方メートル		
博物館協議会の委員	委員数	学校教育関係者					
	任期	社会教育関係者					
	任	学識経験のある者					
職員	職名	氏名	本務関係	経歴の概要			
	館長						
	人文科学 学芸員						
	自然科学 学芸員						
	その他の 職員						
開館日数	年	月	日	入館料	円		
博物館の特色備考							
登録変更							
変更事項の種別	年	月	日	変更事項	変更の理由		

改正案

(様式第1号) (第2条関係)

博物館登録申請書

長野県教育委員会 殿

年 月 日

住所
氏名

[法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]
電話番号

博物館法第12条第1項の規定により、博物館の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所	名称	
登録を受けようとする博物館の名称及び所在地	住所	
	名称	
	所在地	

- (添付書類) 1 館則 (博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。) の写し
2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
3 その他教育委員会が必要と認める書類

現行

様式第2号 (第3条関係)

博物館登録申請書

長野県教育委員会 殿

年 月 日

市町村教育委員会又は法人住所代表者氏名

下記のとおり、博物館の登録をしてください。

記

設置者の名称	
博物館の名称	
博物館の所在地	

(備考)

設置者の名称欄には、私立博物館にあつては、設置者の住所も付記すること。

(添付書類)

(公立博物館の場合)

- 1 設置条例及び館則の写
- 2 土地、建物等の調査並びにその図面
- 3 当該年度の事業計画書及び歳出見積書
- 4 博物館資料の目録
- 5 職員調書

(私立博物館の場合)

- 1 当該法人の定款又は寄附行為の写又は当該宗教法人の規則、館則の写
- 2 土地、建物等の調査並びにその図面
- 3 当該年度の事業計画及び収支の見積書
- 4 博物館資料の目録
- 5 職員調書

改正案

現行

(削る。)

様式第3号

(市町村教育委員会名又は法人名)

土地・建物等の調査

土地	敷地	平方メートル		博物館の用に供する動物・植物園等の土地		平方メートル	
		独立	新築・改増築・その他	室名	面積		収容
建物	独立・併設の状況	併設	学校・公民館・その他	資料展	平方メートル	名	
		独立	新築・改増築・その他	収蔵庫	平方メートル	名	
	構造	木造	階建	会議室	平方メートル	名	
				研究室	平方メートル	名	
	構造	鉄筋	階建	事務室	平方メートル	名	
				講堂	平方メートル	名	
				その他	平方メートル	名	
	設備	その他	階建	合計	平方メートル	名	
				人文科学資料	点	いす	人分
				自然科学資料	点	ケース	個
図書				冊			
映写機				台			
入館料			人分			円	

(備考)

独立・併設の状況欄には、該当するものを○で囲むこと。

改正案

現行

(削る。)

様式第4号

(市町村教育委員会名又は法人名)

博物館資料の目録

区分	資料の種類及び数量	備考
人文科学の資料		
自然科学の資料		
特色		

(備考)

詳細な資料目録の内訳は、別に添付すること。

改正案

現行

(削る。)

様式第5号

(市町村教育委員会名又は法人名)

職員調査書

職名	氏名	生年月日	専・兼任の別	学芸員の資格番号
博物館協議会の委員				
設置の有無	有	委員数	名	学校教育関係者
	無	任期	年	社会教育関係者
				学識経験のある者

(備考)

博物館協議会の委員の設置の有無の欄は、該当するものを○で囲むこと。

改正案

(様式第2号) (第3条関係)

博物館登録事項変更届

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号〕

博物館法第15条第1項の規定により、博物館登録事項を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

博物館の名称	
変更事項	
変更内容	変更前 変更後
変更年月日	
備考	

現行

様式第6号 (第4条関係)

博物館登録事項等変更届

第 号
年 月 日

長野県教育委員会 殿

市町村教育委員会又は法人住所代表者氏名

下記のとおり、博物館登録事項を変更しました。

記

変更事項の種別	変更事項の内容		変更理由
	変更年月日	変更事項	

改正案

(様式第3号) (第5条関係)

博物館廃止届

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号〕

博物館法第20条第1項の規定により、博物館を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

廃止した博物化の名称

廃止した博物館の所在地

廃止年月日

廃止の理由

廃止後の財産の処理

現行

様式第7号 (第5条関係)

博物館廃止届

第 号
年 月 日

長野県教育委員会 殿

市町村教育委員会又は法人住所代表者氏名

下記のとおり、博物館を廃止しました。

記

廃止した博物館の名称

廃止した博物館の所在地

廃止年月日

廃止の理由

廃止後の財産の処理

(添付書類)

法人の場合は、定款又は寄附行為等による所定の手続を経たことを証する書類

令和4年度の博物館法改正のポイント

- すべての博物館が、その設置者にかかわらず、望ましい博物館像に向けて自らの運営を改善することを促すとともに、により、博物館の「底上げ」と「盛り立て」を図る登録・指定制度へ
- また、博物館と地方公共団体、学校、社会教育施設などの関係機関・民間団体が相互に連携を図るよう努めることを規定し、博物館が地域の活力の向上に寄与する役割を期待

【旧制度】

全国的に博物館の数の増加を図るに当たって、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度

【登録博物館】

- 対象：地方公共団体
一般社団法人もしくは一般財団法人
宗教法人等政令で定める者
- 審査：外形的な基準に基づき審査
法律上の目的を達成するために必要な
- ① 博物館資料があること
 - ② 学芸員その他の職員を有すること
 - ③ 建物及び土地があること
 - ④ 一年を通じて150日以上開館すること

学校法人、株式会社、
社会福祉法人等は
対象外

活動の質や公益性を
担保し、向上を促す
ことができない

【新制度】

望ましい博物館像に向けた運営の改善促進等による「底上げ」と「盛り立て」を図る制度

【新たな登録博物館】

- 対象：設置者による要件を撤廃
(国・独法以外の設置者はすべて対象に)
- 審査：活動内容の質等について実質的に審査
- ・ 設置者の経済的基礎・社会的信望
 - ・ 資料の収集・保管・展示・展示、調査研究の体制※
 - ・ 学芸員等の職員の配置※
 - ・ 事業を行うにふさわしい施設や設備※
 - ・ 一年を通じて150日以上開館すること
- (※は、省令を参酌し各都道府県が基準を設定)

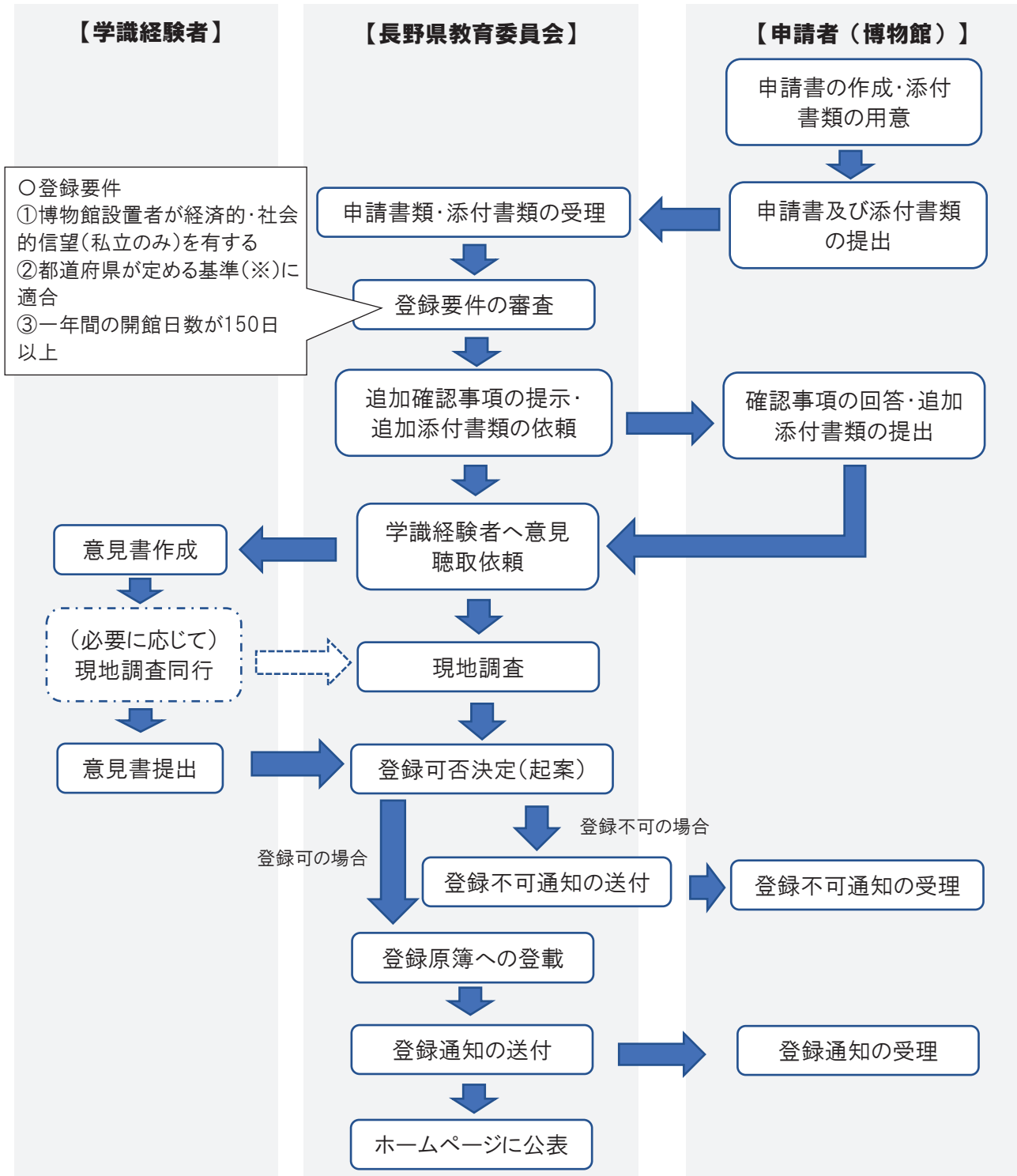
【指定施設】

- 審査：登録博物館の審査基準を踏まえ規定
対象：設置者による限定なし

その他の施設 (博物館類似施設)

その他の施設

改正後の博物館登録手続きの流れ及び登録要件



※長野県が定める審査基準 ※文科省令で定める基準を参酌

1. 体制に関する基準

- ① 基本的運営方針を策定・公表し、相当の公益性を持った運営体制
- ② 博物館資料の収集・管理の方針を定め、体系的に収集する体制
- ③ 方針に基づき目録を作成、博物館資料の適切な管理・活用する体制
- ④ 展示、調査研究、学習機会の提供等を行う体制
- ⑤ 博物館職員の研修参加機会の確保

2. 博物館職員に関する基準

- ① 博物館の管理運営ができる館長が置かれている
- ② 学芸員が置かれている
- ③ 博物館運営に必要な職員が置かれている

3. 博物館の施設・設備に関する基準

- ① 博物館事業を安定・継続的に行うことができる施設・設備
- ② 防災・防犯のために必要な施設・設備
- ③ 多様な利用者の安全・利便性等の配慮